

令和3年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

文化スポーツ部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化芸術振興課	近江文化発見・発信 事業業務委託	司馬遼太郎氏没後25 年記念シンポジウムの 開催および滋賀県高校 生俳句コンクールの開 催	令和3年7月15日 ～ 令和4年3月31日	株式会社エフエム滋賀	6,000,000	県内外に対し、事業の効果的な広報や事業実施 結果の発信をする必要があり、訴求力のある発 信能力（専門的知識）が求められるため、競争入 札に適しないことから、プロポーザル方式により 契約の相手方を選定したため。	2	4
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託（佐和山城跡）	埋蔵文化財発掘調査 委託業務（佐和山城 跡）	令和3年9月30日 ～ 令和4年3月18日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	9,149,800	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施するこ ととなっているが、県にはその体制がなく、県下 では当該団体が唯一この業務を行うことができ るため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託（上砥山遺跡発 掘）	埋蔵文化財発掘調査 委託業務（上砥山遺跡 発掘）	令和3年9月30日 ～ 令和4年3月18日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	6,631,900	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施するこ ととなっているが、県にはその体制がなく、県下 では当該団体が唯一この業務を行うことができ るため。	2	3イ